



平成 30 年 3 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ィ ッ ト  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 江 崇 文  
(コード番号：1436)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 尾 崎 昌 宏  
(03-5778-9436)

### 通期業績予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 9 日開催の取締役会において、以下のとおり、最近の業績の動向等を踏まえ、昨年 6 月 9 日の平成 29 年 4 月期決算発表時に開示した平成 30 年 4 月期（平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日）の業績予想を修正することとしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 当期の業績予想数値の修正（平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日） (百万円)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	当 期 純 利 益	1 株 当 た り 当 期 純 利 益
前回発表予想 (A)	7,505	1,206	1,200	759	177.28 円
今回修正予想 (B)	6,507	1,206	1,200	759	177.25 円
増 減 額 (B - A)	△998	0	0	0	
増 減 率 ( % )	△13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
(参考) 前期連結実績 (平成 29 年 4 月期)	7,198	1,135	1,125	646	151.38 円

(注)平成 29 年 4 月期より、決算日を 3 月 31 日から 4 月 30 日に変更したことに伴い、平成 29 年 4 月期の会計期間は 13 ヶ月間となります。

#### 2. 修正の理由

売上高につきましては、平成 29 年 4 月に施行された改正 FIT 法に関して、経済産業省の外局である資源エネルギー庁より、新制度による申請書類の標準処理期間は 1～2 ヶ月と発表がありましたことから、当社における当初計画段階では、新規認定制度申請提出後、系統連系まで 3～4 ヶ月を想定しておりました。しかしながら、平成 29 年 6 月資源エネルギー庁より、新制度への移行にともない、申請項目や必要書類が増加したことや電子申請システムを刷新したことで、1 件あたりの審査時間の長期化や申請不備率の大幅な上昇により、審査期間が大幅に長期化している旨の発表がありました。また、当社の申請案件の処理期間が概ね 4～6 ヶ月を要しており、それにより発電所の着工スケジュールの変更等を実施せざるをえず、お客様への引渡し並びに系統連系のスケジュールにも影響が及んでおります。これらの理由により、発電所およびその用地の売上に大幅な減少が発生しております。改正 FIT 法による申請書類の審査期間が大幅に長期化していることについては徐々に解消してきておりますが、今期の当初計画に計上しておりました発電所の一部案件の系統連系については、来期以降に実施される見込みであります。このような状況の下、当社といたしましては、来期以降取扱いを予定しておりました発電所の中古物件の販売等を繰り上げて実施してまいりましたが、当初業績予想の売上高には現時点では到達しない見込みであります。

営業利益、経常利益および当期純利益につきましては、これまでも取り組んでまいりました住宅事業、エネルギー事業における工事原価の削減の徹底、さらに、販売費及び一般管理費におきましては、改正 FIT 法の影響による混乱に伴うエネルギー事業の人員計画見直しによる人件費及び付随するその他経費の削減、販売手数料の削減等により現時点では達成する見込みであります。

以上の結果、売上高につきましては、改正 FIT 法の影響による混乱により下方修正いたしますが、営業利益、経常利益および当期純利益につきましては、修正はいたしません。

以 上